

京都市教育委員会教育長訓令甲第12号

教育機関

京都市学校歴史博物館事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条業務係の項第18号を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)